

# 高浜市こども食育マスコットキャラクターの使用に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高浜市こども食育マスコットキャラクター「かわら食人カワラッキー」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (キャラクターの使用基準)

第2条 何人も営利を目的とする場合を除き、市長の承認を得ることなくキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターを使用してはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (5) その他市長が使用について不適当であると認めるととき。

## (使用の申請)

第3条 営利を目的としてキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書（様式第1）に書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

## (使用の承認又は不承認)

第4条 前条の申請書が提出された場合において、その内容が第2条各号に該当せず、市長が適当であると承認するときは、申請者にキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2）により通知し、市長が不適当であるとして不承認とするときは、申請者にキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3）により通知するものとする。

- 2 市長は、キャラクターの使用を承認するに当たり、必要があると認めるときは、条件を付けることができる。
- 3 市長は、前2項の規定による承認を決定するに当たり、高浜市

こども食育推進協議会に意見を聞くことができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターの使用の承認（第8条に規定する変更承認を含む。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長があらかじめ承認した場合は、この限りでない。
- (3) 「高浜市こども食育マスコットキャラクター かわら食人カワラッキー」の表記を、その商品、包装、広告等に明示するとともに、子どもの食育ガイドラインの目標など食育推進に関する必要な資料を添付すること。
- (4) 完成した商品等を提出すること。
- (5) キャラクターの使用に関し、市から報告その他の要請があった場合、その要請に応えなければならない。
- (6) 使用の承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用承認期間)

第6条 使用の承認期間は、1年を超えることができない。ただし、変更承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合においてはキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2）により通知するものとし、承認しない場合においてはキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3）により通知するものとする。

(使用の承認の取消し)

第9条 市長は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該使用者に対して、キャラクターの使用の承認を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対しキャラクター使用承認取消通知書（様式第5）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、当該承認により作成された商品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

（責任の制限）

第10条 前条の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消した場合、使用の承認を取り消された者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 使用者又はキャラクターの使用の承認を取り消された者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害を与えた場合でも、市長は、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わない。

（庶務）

第11条 キャラクターの使用に関する庶務は、こども未来部こども育成グループにおいて処理する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にキャラクターの使用を認められている者については、第4条の規定により承認を受けたものとみなし、同要綱の規定を適用する。